

の一環となる論考である。前者では次のことが述べられている。即ち、土地制度史でとりあげられる。寛郷・狹郷とは別に、南宋では、役法上この語彙を使用していた。寛郷とは富戸が多く役に充てられる戸が多いため、役負擔が軽く兩稅額も多くて富裕なところで、狹郷とはその逆である。これは同時に郷の下の都とも関連し、事實當時、寛都・狹都という表現もあった。周藤氏は、こうした寛狹の郷都について、それぞれに於ける役法の問題、政府の對策を物語る史料を数多くあげておられる。後者は以下のように要約できる。民兵制度・自警組織を目指した王安石の保甲法が、次第にその本来の意味を失って役法化し、それと共に、北宋末から南宋に亘って、保伍法と呼ばれる、もとの意味の保甲法が施行された。この保伍法は、特に南宋後半に至って整備されたが、この法を通じて政府は、警察、防災、戸口把握、租稅徵集の補助、教化、救濟などの諸政策を行っていた。また、官は當時郷村で大土地所有を行っていた官戸・形勢戸を利用して保伍法を行っており、彼らもこの法を通して郷都の一般人民に勢力を伸張していったようである。この論文に於ても、凡そ保伍法に關連した史料は巨細となく蒐集され、地域別時代順に分類解説されている。今後この問題の研究者は、史料に關する限りは、これを參考にするだけで多くの裨益を受けよう。ただ——このことは郷村制の變遷に關する論考にもあてはまるが——あまりに數多くの、しかも必ずしも次元を同じくしない史料が列記されると、つい本筋を見失いがちになって来る。保甲法が役法に變るといふ問題にしても、制度の變遷の裏側をもう少し探る必要があるように思ふ。

以上、盲蛇におじずの妄言を重ねた。大著の全部にふれるのは紙數の制限もあつて果し得ず、またここに紹介した新編についても、

甚だ偏つたものになつてしまつたが、重ねて著者ならびに讀者のお許しを乞ふ次第である。(梅原 郁)

### 明代徭役制度の展開

山根 幸 夫 著

昭和四十一年三月 東京女子大學學會  
A 5 判 本文二一九頁 索引十一頁

山根幸夫氏が戦後の明代徭役制度研究の有力な推進者の一人であつたことは今更いふまでもないことである。此の度、氏がこれまでに發表された數多くの徭役制度に關する論文を基礎に、更にそれらに大きく手を加え、また同時に他の研究者の成果や批判をも採り入れて、「明代徭役制度の展開」なる勞作を公にされた。氏が明代徭役制度研究の上に果された業績については、本書の序文中において岩見宏氏が適切に述べていられるのでここにくり返さない。私も氏の論文に導かれて明代の徭役制度研究によりやく入門したばかりである。氏の處女論文「十五・六世紀中國における賦役勞働制の改革」や、「明代里長の職責に關する一考察」等の論文が、私の研究にどれ程大きな教示を與えてくれたかは、山東の門銀に關する拙稿を讀まれた方には瞭然だと思ふ。その入門者が氏の今回の勞作を批評するという大任を負わされた。荷の重すぎることを言うまでもない。だから本書を讀んで感じたこと、疑問點を率直に述べるといつたような批評に終りそうなことを著者及び大方の方々に対してお断りしなければならぬ。

さて、本書は中國歴代の徭役制度の特徴を略述した序説より始ま

り、「明初の徭役制度」という表題の第一章、「明代中期における徭役制度の展開」なる第二章及び、「明代華北における役法の特質」の附論より成り立っている。従つて本書の中心になつてゐるのは第一章と第二章であつて、この第二章において、明初の均工夫役の制定より一條鞭法實施に至る前までの明代徭役制度の發展と特質が詳論されてゐるわけである。以下章を追つてその内容の簡単な紹介と共に私の感想なり批評を述べてみたい。

先ず第一章は次の四節より成り立っている。第一節、「均工夫の制定」、第二節、「里甲制の成立」、第三節、「里甲正役」、第四節、「雜役」の各節であり、最後に結語が附され、この章全體のまとめがなされてゐる。各節の題目からも明らかになつてゐる。この章では、均工夫の役に關する問題の外、明代における徭役制度の基礎となつた里甲制の成立、及び明初の徭役制度の内容とその變遷が詳細に論じられてゐる。

さて、第一節では、明初の徭役として最初に登場する均工夫の役が論じられる。この役が洪武元年（一三六八）に制定され、直隸の應天等十八府州、及び江西の九江・饒州・南康の三府に割り當てられたこと、その際この役を科派されたのは田土（民田）所有者（地主・自作農）のみであつて、田一頃につき均工夫一人を出させ、官田の耕作者はこの役を課せられなかつたこと、さらにその後、洪武三年にはこの制度を整備するために、科派の基礎となる臺帳「均工圖冊」が編造され、またその施行地域も後には江西全省に擴大されていったという諸點が先ず明らかにされる。そしてこの役は、毎年冬十月より十二月に至る農閑期に調發され、滿一カ月、京師において、工部の指揮のもとに、國都の修築や河道の濬渫などに従事する

のを主な内容としたのであつた。ところで均工夫は、上に述べたように元來國都造營のために設定された臨時の徭役であつたが、その完了後も、一時停止されたことがあつたものの永く存續し、宣徳年間に至つても、「均工夫」といつた名で呼ばれ、城河の修治に當つてゐた。以上が第一節のあらましである。氏はここで舊稿（「明初の均工夫について」東洋學報三九の三）の誤り、即ち「均工夫に服役した場合には、税糧免除の特典が與えられてゐた」點を藤井宏氏の批判<sup>⑩</sup>によつて訂正されてゐる。だが一方、藤井氏がこの役の性格を、少くとも洪武前期においては他の徭役と本質的に異なるものでなかつた（殆んど全ての徭役が田土面積を科派の基準としていた）とされてゐるのに對して、氏は、里甲正役である里長の役をはじめ、一般の徭役が免除されてゐるのに、均工夫が免除されてゐない例があることを指摘し、やはりこの役は他の徭役と異つた特殊な役として扱われたのではなかつたらうかと述べておられる。氏は均工夫の性格解明になお疑問を残されたわけであるが、藤井氏の結論に對して、氏のこの指摘だけではやはり説得力が弱いのではなからうか。

次いで第二節では里甲制の成立に關する問題、及びその制度としての確立と賦役黃冊の編造等に關する問題が論じられる。從來、里甲制の成立については、洪武十四年を以つて初めとし、それ以前の稅役の徵收は里甲を媒介とすることなく、なんらの統一もないまゝに行われたと説かれて來た。しかし最近、鶴見尚弘氏は「明代の畸零戸について」（東洋學報四七の三）という論文で、江南デルタ地帯のある地域では洪武二、三年頃に既に里甲制の前身ともいふべき制度が成立してゐたことを明らかにし、特に湖州府のそれを「小黃

冊圖の法」と名づけられた。山根氏も里甲制の前身をこの「小黃冊圖の法」に求め、その制度面での特徴を明らかにしておられる。なおさらにこのような里甲制が湖州府以外にどのような地域に行われたかを暗示するものとして「戸帖」の制度が論じられる。この「戸帖」の制度は全國の戸口を調査し、戸籍を編造するために、洪武三年、全國的に實施された制度であつて、戸帖には各戸の郷貫・丁口・姓名・年齢と共に田土・家屋・役畜等の事産をも記入させた。従つてこのことよりして、氏は戸帖が單に戸籍作製のためばかりでなく、賦役科派にも役立てられたものであり、また洪武三年に、このような戸帖の制度が全國に公布されたことと、湖州府における里甲制の成立＝小黃冊の編造とは、何らかの關連を有していたに違いないと推論しておられる。私も氏の推論に賛成するものであるが、戸帖と小黃冊との具體的な關係は明らかにされていない。もしこの兩者の關係が立證されたならば、里甲制（小黃冊圖の法）の施行が湖州府下のみに止まらず、相當廣範圍に實施されたことが結論づけられようし、王朝權力がそのような在地の組織を通じて農民を把握しようとしたこと、従つて戸帖が賦役科派に役立っていたことも具體的に理解できるようになるのではなからうか。

ともあれ、こうした小黃冊圖の法、あるいは戸帖＝戸籍制度を基盤として、洪武十四年、里甲制が確立され、賦役黃冊が編造されるに至つたのである。ただ洪武十四年の最初の賦役黃冊（以下黃冊と略稱する）の編造については、不備な點や錯誤も多かつたので、洪武二十四年の第二回編造に當つてはその點が整備され、里甲の編成原則もより具體的に規定されるようになった。特に第二回の編造に當つては、先の十四年の際には何らの指示もなかつた上中下三等の

戸則が記入されることになり、また畸零戸に關する規定等もより具體的になつた。なお氏はここで韋慶遠氏がその著「明代黃冊制度」中で紹介された「清冊供單」を引いて黃冊編造の過程を具體的に明らかにされている。ただ上中下三等の戸則の設定については、黃冊への記入は洪武二十四年より始まるのであるが、それより先、洪武十八年に賦役冊が造られ、それに上中下三等の戸則が設定されることになつたのであり、黃冊への記入はこの賦役冊の戸則を踏襲したものであつた。そこで氏はこの節の最後で賦役冊と黃冊との關係を檢討しておられる。氏は清水泰次氏の見解を引き、やはり黃冊の他に賦役冊が存在したらしいとし、賦役冊はもつぱら徭役科派の基準として編造されたのではないだろうかと推測しておられる。しかしこの點については、賦役冊は黃冊に吸収されたという見解もあり、なお檢討を要する問題と思われる。それと同時に藤井氏が指摘されているように、洪武十八年以前の徭役の科派が田土（糧）を基準としていたのに對し、これ以後は田土のみでなく、人丁・事産をも併せ考へるようになり、田土の外、人丁・事産を綜合評價した上中下の戸則に基づいて徭役科派が行われるようになったが、その具體的理由は何かということである。また里甲の組織原則についても、氏は正管戸には佃戸は編入されなかつたと述べておられるが、これに對しては鶴見氏が前掲の論文において佃戸が入つていた可能性を指摘しておられる。この點は里甲制の内部構造を解明する上で非常に重要な問題と思われるが、その點が具體的に明らかにされてくるならば、明代徭役の賦課對象が原則として田土所有者のみであつたということも再檢討しなければならなくなるのではなからうか。里甲制についてはなお問題が多いと思われるが、氏が、里甲制設定の

意圖は、あくまでも税役の科派・徴收のための機構としてこれを活用することであり、また賦役黄冊は單なる戸籍簿ではなく、賦役科派のための臺帳として重要な機能を果し、里甲制施行の基盤となるものであったと結論しておられる點は全く同感である。

續いて第三節では、前節で論じられた里甲制の機能を果たすために設けられた里長・甲首等の役割りについて、即ち「里甲正役」に關する問題が論じられる。里甲正役という一般的な里長・甲首・老人等があげられるが、その他に糧長・塘長・總小甲・書手等をもその中に加える地方もある。要するに里甲正役の數え方については、地方により、また時代によつて異なつてゐるのであるが、この點について氏は、里甲制を運営していく上に密接な關連をもつ徭役を「里甲正役」と考へるのが妥當であらうと指摘しておられる。役に關してこうした地方的、また時代的な差違が生ずるのは當然といへば當然かも知れないが、こうした差違を追究することによつて地方農村の具體的な狀況を明らかにする手掛りが得られることもある。その場合各役の機能的な側面を正確に把まえることが重要と思われるが、その意味で氏のこの指摘には注意しなくてはならないと思う。このような觀點から氏は正役をとりあげ、その各々について論じておられる。まず里長・甲首について、特に里長は元代の里正を繼承した職役であることを指摘するとともに、その職責を論じておられる。ここで注意すべきは、從來税糧の催辦と並んで里長の重要な職責の一つであつた「勾攝公事」が、公事とは別個の各種の費用の出辦をも含めて考へられていた點を明瞭に指摘し、それら各種の費用の負擔を上供・公費の出辦として、即ち「勾攝公事」とは異なる別種の重要な職責として明確化されたことである。また更に公

費の内容には、單に各種の費用のみでなく役使も含まれること、その役使の最も重要なものが、「里甲夫馬」であつたこと等が明らかにされている。これによつて我々は里長・甲首が如何に雑多な負擔を負わされていたのかを具體的に理解することができるのである。また老人については、これが里民の教化・勸農の役割りと同時に、輕微な訴訟事件の裁判權をも與えられてゐる所から、郷村の自治機能の擔い手として、徭役とはやや異なつた性質を持つてゐるものとも考へられるが、しかし現實に官治機構の末端として利用されたもので、やはり徭役と見なすべきであらうと論じておられる。次に糧長については、この役を里甲正役の一種と考へるべき點が強調されている。それは糧長を割當てる單位になつてゐた區というものが、單に税糧一萬石を出す區域というだけでなく、若干の里を組合わせて設定されたものであり、糧長は若干里の中から選出されたものだからである。いい換へると、「糧長は里甲制の基盤の上に立つて、その區内の有力な里長戸から選出」されたからである。ただここで氏が簡單に言及されている華北の「大戸」については、その割當ての區域が糧長と違つており、また雜役の一種とされてゐる場合もあるので、糧長と同様の職役とみなしていいかどうかなお疑問がある。最後に氏は從來あまり問題にされなかつた總小甲制についても、里甲正役の一種として論じていられる。

續いて第四節では明初の雜役がとり上げられる。雜役というのは、里甲正役以外の全ての徭役を指しているのであるが、非常に種々雑多なものを含んでゐる。氏はそれらを次の五種に分類しておられる。(I)、中央および地方の官廳における雜役。(II)、官用の交通・通信・運輸に従事する役。(III)、地方の治安維持に當る役。

(IV) 税種の徴収や輸送に携わる役。(V)、土木工事に關する雜役。そしてこれら各項に屬すると考えられる役目個々についてその役の内容や、科派の基準等について詳細に論じておられる。特に驛運に關する役については、從來清水泰次氏がとりあげられたことがあつたが、徭役の面からの考察ではなかつたし、また土木工事に關する役も部分的にふれたものはあつても、雜役の一種として全面的にとりあげたものは無かつた。その點で氏が雑多な役目をその内容によつて分類整理し、その役割りなどを明らかにされたことは今後の研究に非常な便宜を與えるものと思う。なお最後に氏は從來殆んどとりあげられなかつた雜役戸の役についても論じておられ、この役が非常に特殊で輕微であつた所から、富裕な民戸が一般の徭役を脱免するために、ある種の雜役戸に投充するという事實があつたことを明らかにされている。もしこの事實がかなり一般的に認められるならば、氏が問題として提出されている通り、明代の徭役制度を考察する上で興味あることといわなければならない。以上が第四節の概要であるが、この節を通じて氏が明らかにしておられるように雜役の科派は全く不定期的で、かつ内容も不統一であつた。ところが時代が降るとともに雜役の負擔が加重されてくると、有力戸は科派方法の不備につけてこんで種々の不正手段により重い雜役負擔を免がれ、却つて無力な農民が重い負擔を負わされることになり、徭役制度の圓滑な運営が困難になってきた。そこでこのような徭役制度の矛盾を打開し、新しく合理的で公平な雜役科派を保證する制度が要求されるに至つたのである。こうした問題點を受けて新たな徭役制度の展開が論じられるのが次の第二章である。

## 第二章は「明代中期における徭役制度の展開」と題され、第一節

「均徭法の成立とその發展」、第二節「里甲正役の發展」、第三節「民壯」、第四節「驛傳」の四節より成立しており、最後に結語としてこの章のまとめがなされている。さて、第一節では明初の徭役制度が、里甲正役を除いてはまだ體系化されず、不定期的・不定量的に科派されるにすぎなかつたこと、それに科派の基準として一應上中下三等の戸則は定められていたが、徭役制度の實際の運用はほとんど地方官の恣意的な酌量にゆだねられていた點が先ず指摘される。なお雜役科派の基準となつた戸則の決定要素は、丁糧の多寡・事産の厚薄であつたが、中でも最も重視されたのは税糧＝田土所有額であつた。ところで、一方、宣徳・正統頃から土地集中化の傾向が生じ、貧富の差がいちじるしくなつて來ると、上述の戸則によつて雜役を科派した場合、田土を多量に所有する富裕な地主が重役を負擔するのは當然のこととなつた。それ故、彼等はその重役を忌避するため、官吏と結託して種々の不正行爲を働いた。このような弊害が最も早く表面化したのは、土地の集中化が進んでいた江南地方であつた。従つて、徭役制度の改革はまず江南地方において着手されることになつた。そしてその改革の最も重要なものが、正統八年、僉事夏時によつて江西で創行された均徭法であつた。以上の経過を述べた後、續いて氏は均徭法の施行をめぐる問題、及びその特徴等を論じておられる。即ち均徭法の特徴の最も重要な點は、「甲」單位に雜役に服することで、里甲正役に就いてのち五年目に雜役に就くこと、そのために賦役黃冊の他に「均徭冊」が編造され、徭役割りあてのための臺帳となり、その戸則に従つて役が割りあてられたことである。いい換えると、從來は不定期・不定量に科派された雜役が、里甲正役の場合と同様、定期的に十年に一回科派される

(一里十甲のうちの一甲ずつが毎年雑役に服する) ことになり、また科派される役目も戸則に従って確定された。なお均徭冊の戸則では、専ら税糧―田土所有額が重視されることになったのである。以上が均徭法の主な改革点であるが、このように雑役の科派方法が、均徭法の改革によって合理化されたが、その後さらに均徭法の内部に大きな変化が生じてくる。所謂「銀差」の出現である。この銀差の成立に關して、氏が明らかにされた點の評價は、序文中で岩見氏が述べておられるので、ここに改めて述べない。また徭役銀納化の過程で現れる問題點についても、山根氏の見解に對して、かつて岩見氏が批判されたことがあった。その點についても山根氏は本文中で一論及されているのでここに繰り返さない。ただ兩氏の見解に對しては、山根氏が役自體に内在する銀納化要因や、社會政策的な觀點を重視されるのに對し、岩見氏は、官僚の銀要求という面を強調しておられる。筆者も岩見氏の強調される面があることは認めるが、それを全ての徭役に適用することには疑問を感じる。この問題については山根氏の指摘されるように、個々の役の銀納化過程をなお細かく追求すると共に、銀流通の地方的な差違等をも具體的に明らかにしなければならぬのではなからうか。銀差についてはなおこのような問題があるにしても、氏が結論的に述べておられるように「銀差は徭役制度の體系化・合理化の必然的歸結であつた」といえるであろう。ところで、均徭法において一應確立された徭役科派の定期化・定量化の方向が、その後十六世紀初頭に至り、さらに一歩推しすすめられることになる。これが「十段法」の出現である。氏はそれを「均徭法の變革」としてとらえ、十段法出現の過程、中國各地での實施の狀況、及びその改革の意味を論じておられる。氏

によれば、この改革の社會的背景となつたのは、當時の中國農村において表面化した富豪・大戸による土地所有の集中化であり、小農の没落という現象であつた。一方時代の降るとともに徭役の科派が加重され、均徭法の「十年一役」という原則は守られなくなった。そこでこの原則をくずすことなく、また従來一般小農が負擔していた徭役を補充し、かつ種々の不正手段によつて徭役を廻避しようとする富豪・大戸に、その田土所有額に應じた徭役を科派させるために、田土に對して直接徭役を科派しようとする對策が講じられた。その結果出現したのが十段法であつた。なお氏は、この改革について、「十段法の示す方向こそ、徭役制度改革の進路を示したものであつた。しかし、十段法ですべての矛盾が解消したわけではなく、さらに一條鞭法にまで發展しなければならなかつた」という評價を與え、十段法を一條鞭法に先行する改革として位置づけておられる。氏の評價に對しては筆者も全く同意する所であるが、敢えて若干の疑問を述べるとすれば、十段法による改革が一州縣の丁田(丁糧)を對象とし、それを十段に均分しているとき、その各段と從來の里甲制における各甲との關係はどうなつたのかという點についてである。氏は里甲制は十段法においても舊來のまゝ踏襲されたと考えていられるようであるが、この兩者の關係を今少し具體的に論じていただければと思う。

次いで第二節に入る。この節では第一章第三節で考察された里甲正役について、特に現年里長・甲首の最大の負擔であつた上供物料・公費の出辦が、その後如何に改革されたかという問題と、里甲正役の分化という問題が中心に論じられている。さて、里甲正役の負擔が多岐にわたたり、また時代とともに次第に過重となる傾向があつ

たことは、既に前章で明らかにされた所であった。殊に里長・甲首の負擔する上供・公費の出辦は、非常に多種多様となり、その科派方法もはっきりした基準がなかった。ところが、十五世紀半ばより田賦の銀納（金花銀）が始まり、雜役が整理・統一されて均徭となり、均徭の銀納化（銀差）が促進されてくると、上供・公費の負擔もまた、逐次整理、統合され、貨幣納化される機運が生じた。こうして上供・公費などの負擔が銀納化されて、所謂「里甲銀」が成立したのである。氏は里甲銀成立の過程を考察し、それが地方によって均平銀・銅銀・會銀などと呼ばれたこと、またそれらの負擔が現年里甲の丁糧（丁田）の多寡に応じて割當てられたものであったと論じておられる。ただ福建の場合は上供・公費の負擔は銀納化されたものの一本化はされず、前者は「丁料」とよばれ、後者は「銅銀」とよばれて二本立てとなり、その科派方法も他の地方に比べて特殊な形態をとったことが明らかにされている。なおこうした里甲銀には、すべての上供・公費の負擔が一括されたわけではなく、地方によってはその一部が均徭の中に繰り込まれたり、華北のように、その多くが銀差の中へ派入されている場合があることは注意すべきであろう。

つづいて氏は、里甲銀の成立と併行して進展した里甲正役それ自體の分化を論じられる。前章第三節で明らかにされたように、里甲正役の中で最も重要な役割りを持っていたのは里長・甲首と糧長であった。そしてそれらの職役の負擔が増大し、煩雜化する傾向があったことも指摘されていた。里甲銀の成立は、そうした現年里甲の負擔の増大を少しでも緩和し、公平化をはかったものであった。ただ里長・甲首の負擔は上供・公費の出辦のみではなかったから、里

甲銀の成立だけで現年里甲の苦痛を解消することはできなかった。そこで特に重役であった里長戸の負擔を軽減する対策が考えられたのである。以下氏は、數戸で里長に充たる「朋充」制が採られたこと、さらに里長の職責を若干の職能に分割し、それぞれ別個の職役とする傾向の生じたことを論じ、結局、地方によって独自の形態と名稱をとりつつも、全體として(一)里内の稅糧の催辦に當る役、(二)官府の差解に應じて出辦する役、(三)治安の維持など、里内の雜事を管掌する役、の三者に分割されてきたことを明らかにしておられる。また、當初は里長の手にあった黃冊編造の事務も分離し、單獨の役になって行つた。里長の職責の分化とともに、また糧長のそれも分化した。糧長の職責としては、大別して稅糧の催辦・徵收・解運の三つがあつたが、これらがそれぞれ獨立の職役に分化していったのである。以上が里甲正役分化のあらましであるが、このような分化現象の現われた理由として、氏は里長について、「舊來の里長戸に充てられたものは、郷村の土地所有者としての有力戸が多かつたものが、一部は官戸となり、あるいは寄莊戸として城居地主となり、里甲正役を迴避してしまつた結果、郷村に残つて里長に充てられるようになった者が、以前ほど有力戸でなくなつた」ことを指摘しておられる。糧長についても同様のことを述べておられるが、この點には非常に興味をそそられる。最後に氏は、特に華北において里甲の大きな負擔となつてきた里甲夫馬銀についても論及しておられるが、その成立過程については不明として、問題を後に殘こされた。

次に第三節では民壯の役がとりあげられる。この役は明初には存在しなかつたもので、正統十四年、土木の變に際して華北の各地よ

り召募された民兵がその最初であったこと。その民壯が北邊防衛という本来の役割りを喪失し、弘治二年の「僉民壯法」の制定以後は徭役として科派されるようになった経過、また嘉靖年間よりその銀納化が進み、民壯銀は軍事費の不足を補う費用に充てられ、當初の意義を失ってしまった點などが明らかにされている。

續いて第四節では驛傳について、この役が、明初は雜役の中に含まれていた驛遞關係の徭役で、原則として田糧の多寡のみを科派の基準としたこと。また嘉靖年間よりその銀納化が急速に進み、それは「驛傳銀」「站銀」などと呼ばれたが、田糧のみに依據して徴銀された結果、驛傳銀は田賦の附加税的な色彩を持つようになり、本来の徭役としての性格を喪失してしまった點が明らかにされている。この第三、四節では、明代中期において、里甲・均徭と並んで、四差とよばれた民壯・驛傳が、その銀納化過程を中心に考察されたわけである。

以上、本書の中心をなす第一章・第二章についてその内容のあらましを紹介し、その都度、若干の疑問や感想を述べて来たが、與えられた紙數もほぼ盡きた。最後に全體的な感想を少し述べてこの稿を終りたい。本書は、氏も述べておられるように、明初より一條鞭法實施に至る迄の時期の徭役制度を論じることを中心がおかれている。それを筆者流に換言すれば、一條鞭法實施に至る直前の段階で徭役制度に如何なる問題が出て来たかを系統的に明らかにすることが一中心的なテーマであるともいえるだろう。そしてそのテーマは、均徭法の發展と變革、里甲銀の成立を中心に、研究の現段階において、非常に具體的に明らかにされていると思う。また明初の徭役制度の成立に關しては、史料的な制約の大きい中で、努めて元

代との繋がりを考察しておられる點、今後の研究の方向を示唆されているといえよう。ただ本書はあくまでも制度史の面から明代徭役制度の發展を論じられた—氏はむしろその面に問題を限定されたのだと思うが—もので、里甲制の變化や、その背後にある農村の構造的變化と徭役制度の變化との具體的な關連は、その都度指摘されているに止まっている。その點になお若干の物足りなさを感じるが、これは明代徭役制度の研究にたずさわる者の今後の課題であろう。なお附論については筆者自身かつて卑見を述べたことがあり、また氏自身補記においてその問題點について述べておられるので改めてここにとり上げなかつた。ともあれ、最近徭役制度と里甲制の關連を考える上で、鶴見氏が重要な問題を提出され、均徭法における戸則の意味については、岩見氏がこれまた大きな問題を出されている。また一條鞭法の本質の理解についても、小山正明氏が新たな問題を出しておられ、明代徭役制度の研究は新たな展開を見ようとしている。こうした時、本書は、單に従來の研究の集大成というに止まらず、今後の研究の確固たる基礎になるものとして、大きな役割りを果たすであろうことを筆者は信じて疑わない。

#### 註

- (1) 藤井宏「明初に於ける均工夫と税糧との關係—山根幸夫氏の新説をめぐる諸問題—」(東洋學報四四の四)
- (2) 岩見宏「明代における雜役の賦課について—均徭法と九等法—」(東洋史研究二四の三)
- (3) 註(1)論文
- (4) 均徭法における戸則について、最近岩見氏が註(2)の論文におい



て大きな問題を出された。その一つは均徭冊における戸則は、従来の黃冊のそれとは異つた基準によつて設定されることが多かったのではないか、またその場合田土(税糧)を重視した意味は何か、ということである。もう一つは、初期の均徭法では従來の上中下三等の戸則が踏襲されていたのであつて、三等九則の戸則は採用されていなかったのではないかとという問題である。この問題が單なる戸則だけの問題でないことは氏の論文を讀めば瞭然で、均徭法の普及、及びその變質の過程をさらに詳細に再検討しなければ解決のつかない問題のように思われる。

(5) 岩見宏「銀差の成立をめぐつて—明代徭役の銀納化に關する一問題—」(史林四〇の五)

(6) 鶴見尚弘「明代の畸零戸について」(東洋學報四七の三)。この論文の提起した問題の意味については、小山正明「明清社會經濟史研究の回顧」(社會經濟史學三一の一—五)が適確に論じている。

(7) 小山正明「明代華北賦・役制度改革史研究の一検討」(東洋文化三七)。この點については山根氏も後記でふれておられる。

(谷口規矩雄)

## 中國回教史序説 その社會史的研究

今 永 清 二 著

昭和四十年十月 弘文堂

A 5 判 一九八頁

回回民族或いは回族は、中國に於ける少數民族の中でも比較的人口の多い民族であり、一九五三年の調査によれば、西藏・臺灣・華僑中の回民を除いて約三五〇萬といわれ、現在では四〇〇萬近く、中國總人口の約〇・六%を占めている。

現在中國に於いては、特に少數民族史研究の立場から回族についての研究が進められ、清代の回民運動に關する資料集、「回民起義」の公刊をはじめ、いくつかの研究成果が發表されている。

わが國に於いても、戦後新たに中國回教史研究が復活し、故田坂興道氏の大著「中國に於ける回教の傳來とその弘通」をはじめ、現在活躍中の二・三の先學により研究成果が著書・論文として發表されてきている。本書もこうした戦後の回教史研究の中での一つの成果であり、従來の研究に新しい視點を加味し、更に近代中國に於ける民族問題をも検討していこうとするもので、少數民族史研究の觀點からも評價されるものである。

著者によれば、アメリカに於ける黑人に對する人種差別問題、わが國に於ける部落解放運動、清代中國に於ける回民問題などは、「同一の世界史的課題の範疇に屬するもの」とみなされ、特に清代の漢・回問題は民族差別の具體的かつ顯著な社會現象であつたとして把握されている。